

平成22年度過疎地域自立活性化優良事例表彰について

(推薦対象団体向け募集案内)

総務省過疎対策室では、創意工夫に富んだ、魅力あふれる過疎地域の取組を募集しています。みなさんの取組を全国にアピールできる絶好の機会です。幅広いご応募をお待ちしております。

1 過疎地域自立活性化優良事例表彰

地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の活性化の取組を奨励するため、創意工夫をもって過疎地域の活性化に取り組み、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的・モデル的事例としてふさわしい団体であること等を審査の基準として、優良事例表彰団体を選定します。

なお、本表彰は、平成2（1990）年度から旧国土庁において「過疎地域活性化優良事例表彰」として開始した後、平成12年度からは、同年4月施行の過疎地域自立促進特別措置法の趣旨を踏まえて名称を「過疎地域自立活性化優良事例表彰」に変更し、平成13年度からは省庁再編に伴い総務省において実施しています。

2 表彰事例の選考及び決定

学識経験者等による表彰委員会を組織し、実施要領に定める審査基準に基づき、書類による審査及び現地調査等を経た上で、特に優れていると思われる数事例程度の取組を優良事例として選定します。

3 表彰

平成22年度開催予定の「全国過疎問題シンポジウム」において総務大臣賞として表彰します。

4 推薦期限及び推薦調書提出先

推薦調書を各都道府県過疎対策担当課に提出してください。

自薦、他薦を問いません。

提出期限等、詳しくは各都道府県過疎対策担当課までお問い合わせください。

各都道府県で審査の上、優良と認められるものは各都道府県が総務大臣に推薦します。

(以下、参考)

平成21年度受賞団体及びテーマ

◎総務大臣賞（4団体）

団体名	テーマ（キャッチフレーズ）
福島県 特定非営利活動法人 ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会 (二本松市)	里山の恵みと人の輝くふるさとづくり ～君の自立、ぼくの自立がふるさとの自立～
長野県 木曾広域連合 (木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、 王滝村、大桑村)	豊かな自然を活かした地域活性化と交流人口の増加 ～広域的な取組による水と緑のふるさとづくり～
和歌山県 田辺市	「元気かい！集落応援プログラム」
熊本県 水俣市	元気な村づくり ～人が元気、地域が元気、経済が元気～

◎全国過疎地域自立促進連盟会長賞（3団体）

団体名	テーマ（キャッチフレーズ）
長野県 栄村	「実践的住民自治」の村づくり
徳島県 美郷商工会 (吉野川市)	キレイのさと美郷
沖縄県 ぐすくベグリーンツーリズム さるかの会合同会社 (宮古島市)	宮古島でみつける大切なもの

※全国過疎地域自立促進連盟（会長 村井 仁（長野県知事））とは、過疎関係都道府県及び過疎地域市町村等を会員とする団体で、会員相互の緊密な連絡提携により、過疎対策事業の充実強化を図り、過疎地域の自立を促進し、過疎地域における産業、経済の開発振興と地域住民の生活、文化向上を図ることを目的としています。

過疎地域自立活性化優良事例表彰実施要領

第1 趣旨

今日、多くの過疎地域においては、高齢化の進行、人口の流出のため、地域産業が停滞し、生活基盤の格差が残されている等、依然厳しい状況にある。しかし、21世紀を迎え、地域間交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、過疎地域を取り巻く環境、時代潮流は大きく変化している。

こうした中、本年4月より過疎地域自立促進特別措置法が拡充延長され、施行されたところである。

今後、過疎地域は、豊かな自然環境に恵まれた21世紀にふさわしい生活空間としての役割とともに、地域産業と地域文化の振興等による個性豊かで自立的な地域社会を構築することにより、過疎地域の住民福祉等のためだけでなく、我が国が全体として多様性と変化に富んだ、美しく風格ある国土を形成することに寄与することを期待されている。

このため、地域の自立と風格の醸成を目指し、過疎地域においてこれらの課題に取り組み、創意工夫により活性化が図られている優良事例（以下「過疎地域自立活性化優良事例」という。）について表彰を行い、過疎地域の自立促進に資するものとする。

第2 実施主体

総務省

第3 優良事例の選定

1 選定対象

(1) 過疎地域市町村（市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている場合における当該市町村を含む。以下同じ。）又は構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合、広域連合、協議会等（以下「過疎地域市町村等」という。）。

(2) 過疎地域内の個人又は団体

2 都道府県の推薦

都道府県は、当該都道府県内における過疎地域自立活性化事例について4の審査基準に該当するものであって優良と認められるものを、推薦調書により総務大臣に推薦することができる。

3 審査及び選定

(1) 2により推薦された事例について、過疎地域自立活性化優良事例表彰委員会（以下「委員会」という。）が4の審査基準に基づき、書類審査及び必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、優良事例を選定する。

(2) 委員会は、過疎問題に関し学識経験のある者をもって構成する。

(3) 委員会に、委員長を置くこととし、総務省大臣官房地域力創造審議官が予め指名する。

4 審査基準

(1) 地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の活性化について、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしいこと。

(2) 都道府県過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画と整合性の図れたものであること。

(3) 自主的、主体的な取組みにより実施されていること。

(4) 地域の特性を活かした創意工夫がなされ、地域の個性を確立し、その魅力を一層高めるものであること。

(5) 過疎地域市町村等を選定対象とする場合にあつては、住民の意向が反映されるとともに、住民の積極的参加が確保されたものであること。また、過疎地域内の個人又は団体を選定対象とする場合にあつては、市町村との連携のもとに実施されているものであること。

(6) 相当期間活動が継続し、その効果や実績が既に定着していると考えられるもの、又は活動が新鮮で先駆的であり、将来的な効果、実績が一層期待されるものであること。

第4 表彰

(1) 表彰は、数事例程度について行い、優良事例として、表彰を行う。

(2) 優良事例については、総務大臣が、表彰状を授与する。

第5 優良事例集の作成及び頒布

表彰された事例について優良事例集を作成し、関係機関等に頒布する。

第6 庶務

委員会の庶務は、総務省自治行政局過疎対策室において行う。

第7 その他

その他この表彰制度に関し必要な事項は、別に総務省大臣官房地域力創造審議官が定める。